

一年間の授業時間の弾力化（平成3年）

具体的な授業日数についての定めを削除。

各授業科目の授業期間の弾力化（平成3年）

短期間の授業を行うことができることを明示。

授業を行う学生数の弾力化（平成3年）

具体的な一律の人数を廃止。

授業の方法の弾力化（平成13年）

多様なメディアを利用する授業，外国における授業の履修，インターネット等による遠隔授業等ができることを明示。

卒業要件の弾力化（平成3年）

授業科目の区分に応じて修得すべき単位数についての定めを廃止。

入学前の既修得単位等の認定の弾力化（平成11年）

認定できる単位数の上限を30単位 60単位に倍増。

4 校地面積基準の弾力化

・校舎基準面積の6倍 3倍に緩和。（平成10年）

・「収容定員×10㎡」で計算する方式に緩和。（平成15年）

5 校地・校舎の自己所有要件の弾力化

大学院専用施設の自己所有要件を弾力化（平成13年）

開設以降10年以上にわたり支障なく使用できる保証がある場合，また，借用に係る経費を適当な形で確保している場合に限り借用のものでも差し支えないこととして取扱いを弾力化。

校地の自己所有要件の弾力化（平成15年）

大学（大学院大学を含む。）の校地について，校地基準面積の2分の1以上の自己所有を求めていたのを，校舎基準面積相当分以上（校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には，校地基準面積相当分以上）で足りることとした。

校舎の自己所有の弾力化（平成15年）

大学（大学院大学を含む。）の校舎について，これまで借用を認めていなかったのを，国又は地方公共団体等からの借用であれば認めることとした。

（文部科学省作成）

(イ) これまでの設置認可手続の簡素化，審査の弾力化の主な内容

1 審査期間の短縮化，届出制の導入

() 審査期間の短縮化

私立短期大学の学科設置の審査期間を短縮（平成10年）

15か月 8か月審査

私立大学の学部の学科設置及び収容定員の変更で一定の要件を満たす場合の審査期間を短縮し，年間複数回の申請時期を設定（平成11年）

8か月 2～3か月審査

年1回申請 年4回申請（3月末，5月末，7月末，10月末）

私立大学の 신설・学部増設の審査期間を短縮（平成12年）

15か月 8か月審査

私立大学の収容定員増を伴う学部の学科設置及び学部の収容定員増で一定の要件を満たす場合の審査期間を短縮（平成13年）

8か月 最短3か月審査（学科設置）

6か月 最短4か月審査（収容定員増）

公私立短期大学の学科設置で一定の要件を満たす場合の審査期間を短縮し，年間複数回の申請時期を設定（平成13年）

8か月 2～3か月審査

年1回申請 年4回申請（3月末，5月末，7月末，10月末）

大学，短期大学，大学の学部，学部の学科等の設置のうち，審議会で問題がないと判断された案件について審査期間を短縮（早期認可）（平成13年）

審査期間 通常8か月 3か月

大学，大学の学部，短期大学の学科，大学院等の設置の審査期間を短縮（平成15年）

8か月 7か月審査（大学設置）

8か月 5か月審査（大学院大学，大学の学部，短期大学の学科等設置）

6か月 5か月審査（大学院等設置）

() 届出制の導入

大学の学部，短期大学の学科，大学院の研究科等の設置のうち，当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないものについて届出化（平成15年）

私立大学，短期大学の収容定員の変更のうち，当該収容定員の総数の増加を伴わないものについて届出化（平成15年）

大学の学部，学部の学科，短期大学の学科，大学院の研究科等の廃止について届出化（平成15年）

2 教員審査の簡素化

兼任教員等の資格審査を省略（平成11年）

3 申請書類の軽減，簡素化

様式の整理統合や添付書類の見直しにより提出書類を軽減（平成6年，平成11年，平成15年）

4 量的な抑制方針の撤廃

大学等の設置の抑制方針を撤廃（平成15年）

高等教育の計画的整備の観点から，大学，学部等の設置について，必要性が高いと認められる等の特別な場合を除き，設置を原則認めない取扱方針（抑制方針）を廃止。

設置構想審査の方法を明確化（平成15年）

審査に当たって「設置の必要性」を審査することとしていた「大学設置分科会審査運営内規」を改正（「設置の必要性」との文言を削除する等）。

5 審査手続の透明化

審議会委員の公表（平成12年）

大学設置・学校法人審議会の委員の公表に加えて，個々の審査案件を担当する専門委員等も，審査終結の翌年度に公表。

審査基準等の準則主義化（平成15年）

「大学設置審査基準要項」「大学設置審査基準要項細則」等の内規（分科会長決定）を廃止，必要な規定を整理して，審査基準をすべて告示以上の法令で規定。

6 産業界からの意見の反映

産業界出身者の審議会委員への積極的登用（平成12年）

大学設置・学校法人審議会の委員全体の2割を目途に，産業界出身者など大学関係者以外の者を登用。現在，正委員29名中6名が産業界出身者（21%）。

参考人制度の導入（平成16年）

幅広い観点から審査を一層深めるため，申請者の希望を踏まえて特に必要と認められる場合に，産業界等の見識を有する者を参考人として委嘱し，その所見を当該申請案件に係る審査の参考とする「参考人制度」を試行的に導入。

（文部科学省作成）

(ウ) 4年制大学数の変化の国際比較

国・設置者別		1996年	2001年	増加率	備 考
日 本	国立	98	99	1%	一部に大学院大学を含む。
	公立	53	74	40%	
	私立	425	496	17%	
	計	576	669	16%	
アメリカ	州立	614	612	0%	この間に私立27校が閉鎖。 これを含めた全体の新設率は5%。
	私立	1,653	1,752	6%	
	計	2,267	2,364	4%	
イギリス	国立	87	90	3%	
	私立	1	1	0%	
	計	88	91	3%	
ド イ ツ	国(州)立	134	140	4%	1996～2000年のデータ
	私立	25	28	12%	
	計	159	168	6%	
フランス	国立	87	89	2%	
	計	87	89	2%	

(注) フランスでは単独で学位授与権を有する私立大学はなく、実質的にすべて国立大学である。
 (出典) 文部科学省「学校基本調査」, 「教育指標の国際比較」, NCES「Digest of Education Statistics」,
 ドイツ連邦教育研究省「Grund und Strukturdaten 2001/2002」

(3) 認証評価

国公私のすべての大学，短期大学，高等専門学校（以下「大学等」という。）は，定期的に，文部科学大臣の認証を受けた評価機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることとする制度を導入（平成16年4月施行）

1. 目的

- ・ 評価結果が公表されることにより，大学等が社会による評価を受ける
- ・ 評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

2. 制度の概要

大学等の総合的な状況の評価

大学等の教育研究，組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価
（7年以内ごと）

専門職大学院の評価

専門職大学院の教育課程，教員組織その他教育研究活動の状況について評価
（5年以内ごと）

- ・ 各認証評価機関が定める評価基準に従って実施
- ・ 大学等は複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択

3. 文部科学大臣による評価機関の認証

- ・ 評価の基準，方法，体制等についての一定の基準（認証基準）を，省令により規定
- ・ 認証評価機関になろうとする者の申請に基づき，文部科学大臣が認証基準に適合すると認める場合に，中央教育審議会に諮問した上で認証

【文部科学大臣の認証を受けた機関】（平成17年1月現在）

大学等の総合的な状況の評価

大学

- ・（財）大学基準協会
- ・（独）大学評価・学位授与機構

短期大学

- ・ 短期大学基準協会
- ・（独）大学評価・学位授与機構

専門職大学院の評価

法科大学院

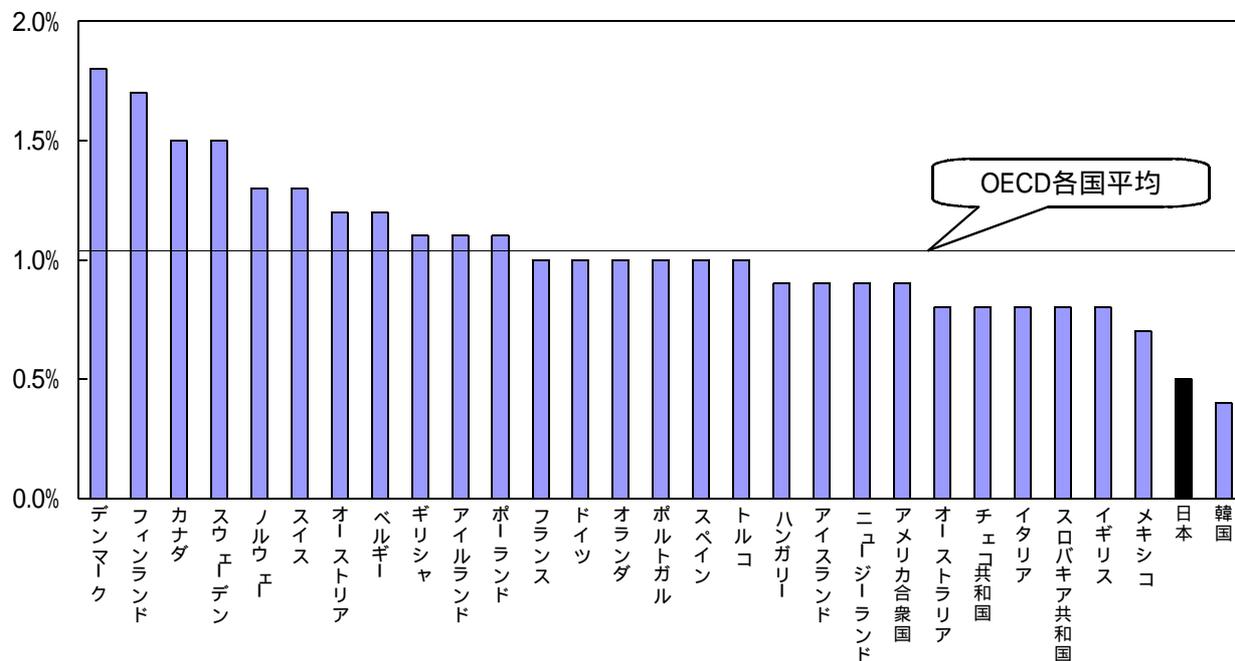
- ・（財）日弁連法務研究財団
- ・（独）大学評価・学位授与機構

（文部科学省作成）

4. 高等教育財政

(1) 高等教育に対する公財政支出の対GDP比

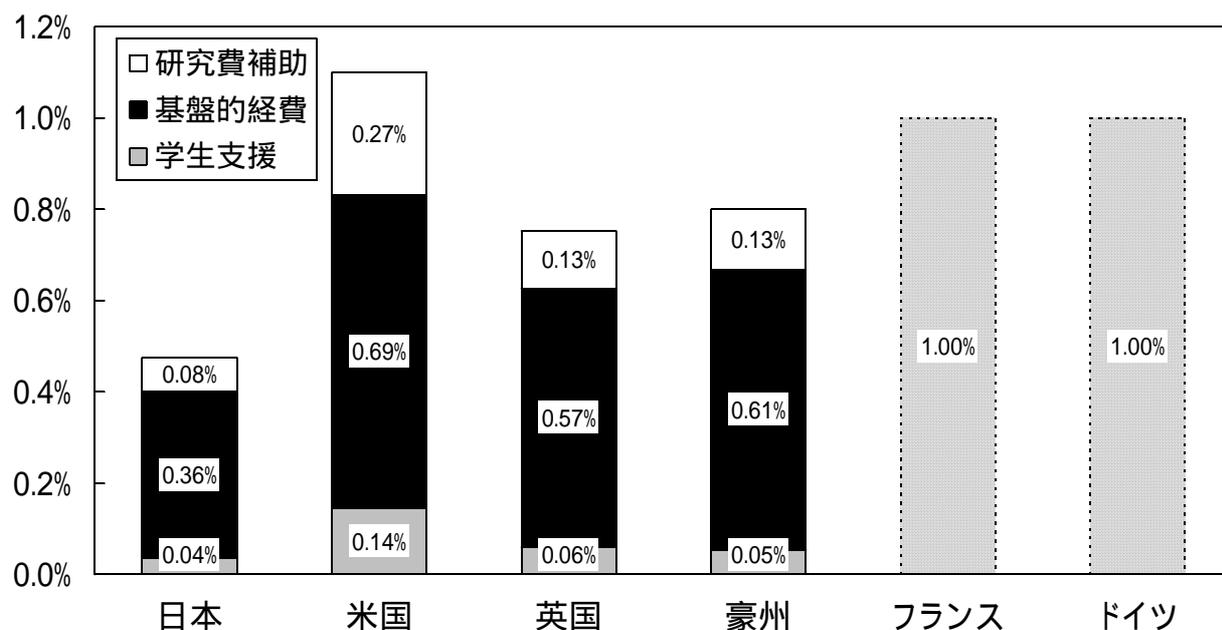
(ア) 国際比較



(注) デンマーク、ギリシャ、ポーランド、ポルトガル、トルコ、アイスランド、スロバキア共和国は教育機関への家計支出に対する公的補助を含まない。

(出典) OECD「図表でみる教育」(2004年版)

(イ) 主要国との内訳の比較



(注) 制度が異なるため厳密な比較は困難であるが、パーミルレベルでの推計を基に比較している。英国の場合、学生納付金が低額に抑えられているため、日本との比較には詳細な分析が必要。

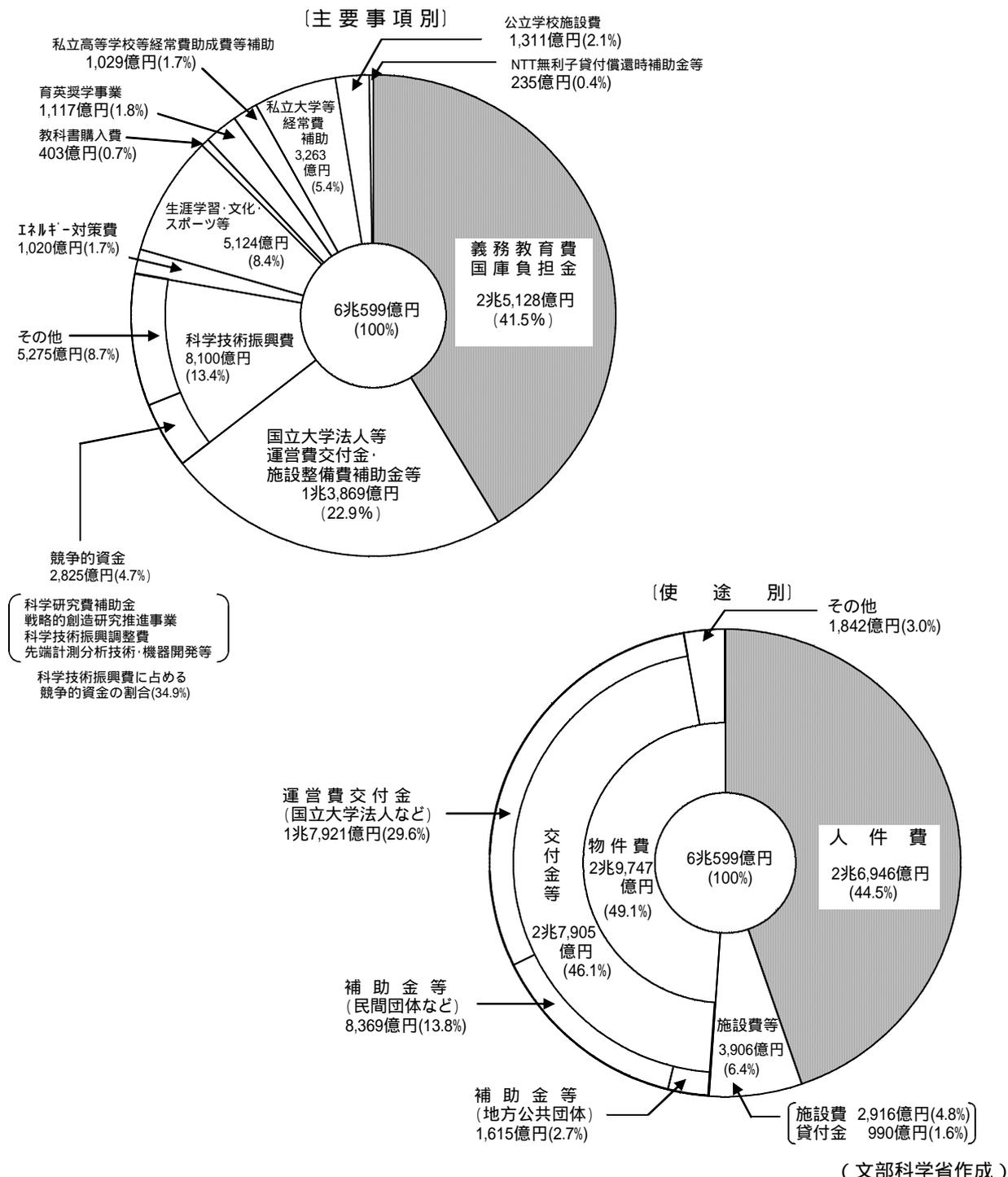
(OECD「図表でみる教育」(2002年版)に合わせて、公表データより文部科学省作成)

(2) 公財政支出

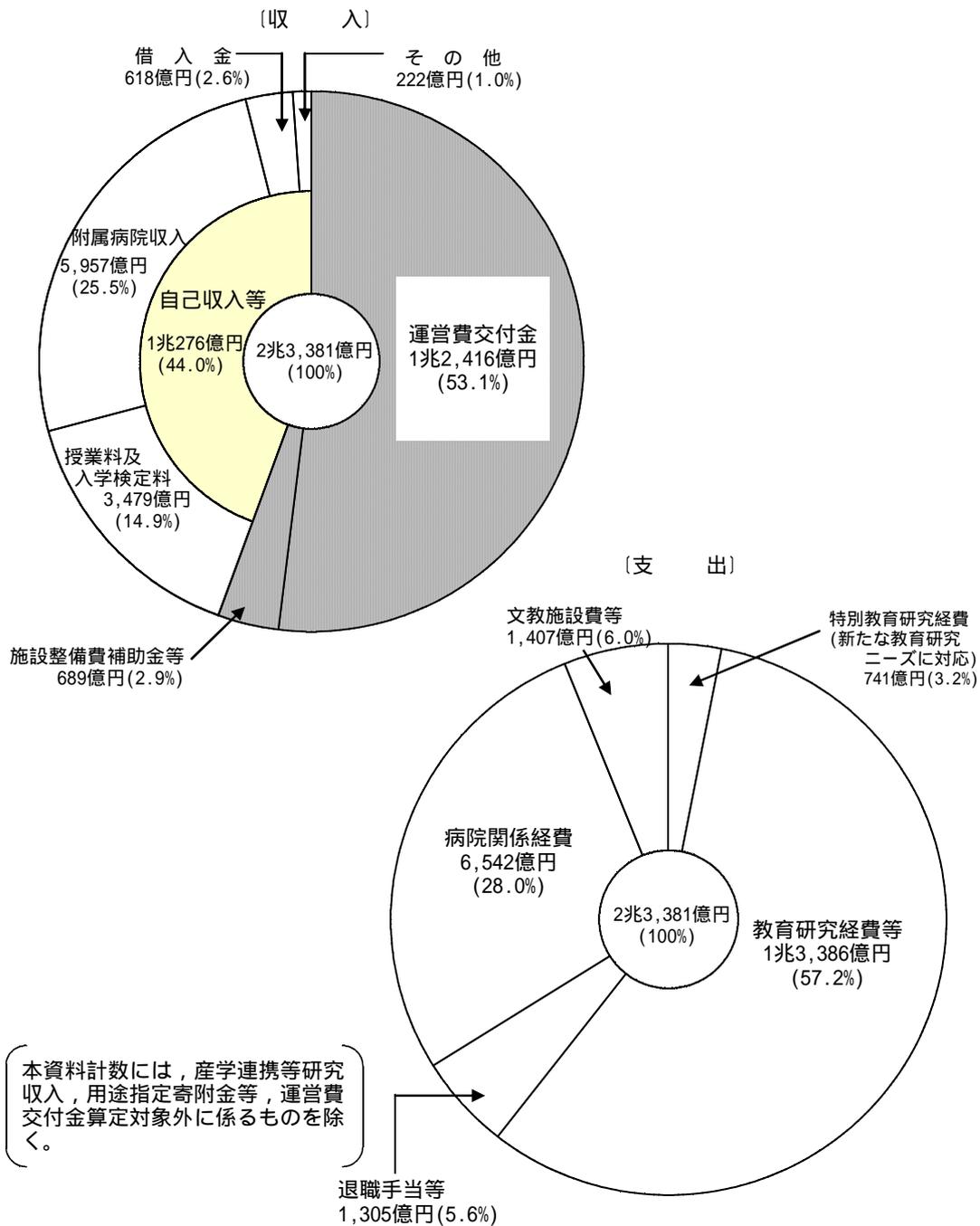
(ア) 文部科学省一般会計予算の構成(2004年度)

区 分	2004年度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	増 減 額	
			増 減 額	伸 率
文部科学省一般会計	6兆599億円	6兆3,220億円	2,621億円	4.1%
文 化 庁	1,016億円	1,003億円	13億円	1.3%

(注) 2004年度予算額にはNTT無利子貸付償還時補助金等(235億円)を含む。



(イ) 国立大学法人予算の構成 (2004年度)



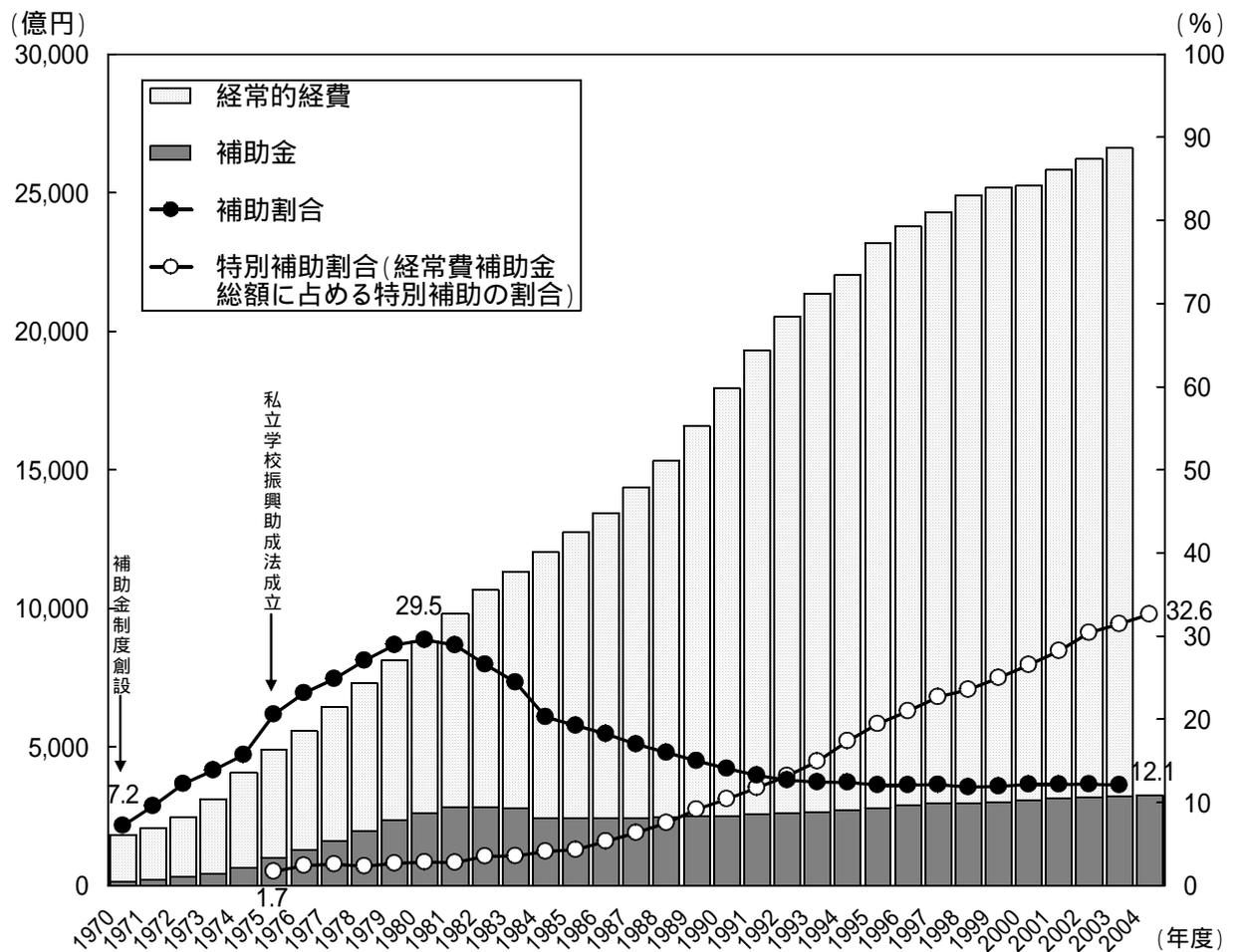
(注) 大学共同利用機関法人を含む93法人に対する予算である。
(文部科学省作成)

(ウ) 私立大学等における経常的経費と経常費補助金額の推移

(単位:億円・%)

区 分	1994年度	1995年度	1996年度	1997年度	1998年度	1999年度	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	
経常的経費	22,039	23,173	23,785	24,306	24,915	25,188	25,242	25,828	26,230	26,604		
経常費補助金	総額	2,733.5	2,803.5	2,875.5	2,950.5	2,950.5	3,006.5	3,070.5	3,142.5	3,197.5	3,217.5	3,262.5
	(対前年度伸率)	(2.9)	(2.6)	(2.6)	(2.6)	(0)	(1.9)	(2.1)	(2.3)	(1.8)	(0.6)	(1.4)
	対前年度伸額	78	70	72	75	0	56	64	72	55	20	45
	うち特別補助	475	545	603	669	695	751	815	887	972	1,012	1,064
	(総額に占める割合)	(17.4)	(19.4)	(21.0)	(22.7)	(23.6)	(25.0)	(26.5)	(28.2)	(30.4)	(31.5)	(32.6)
補助割合 (補助金額 / 経常的経費)	12.4	12.1	12.1	12.1	11.8	11.9	12.2	12.2	12.2	12.1		

(注) 2002年度から特別補助に私立大学教育研究高度化推進特別補助を含む。

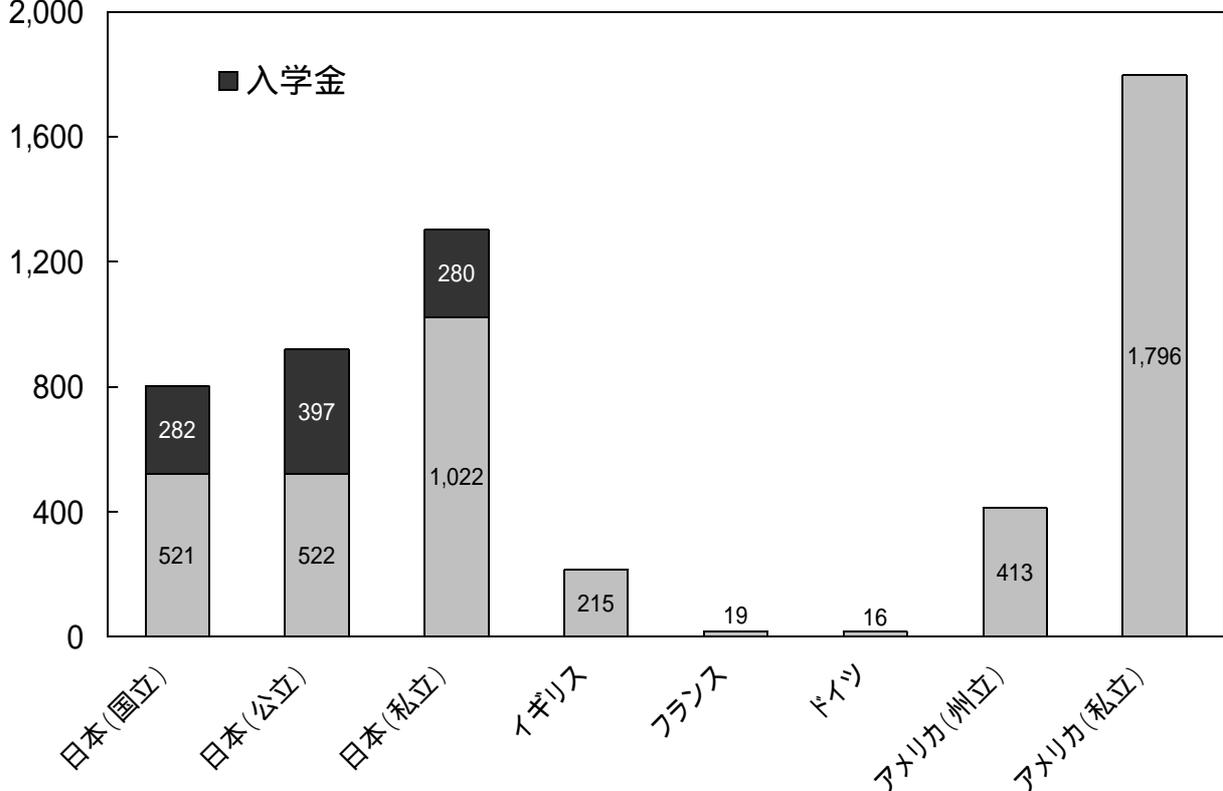


(文部科学省作成)

(3) 私費負担と学生支援

(ア) 大学の学生納付金の国際比較

(千円)



(注) 日本の金額は初年度納付金額。

国立大学については「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令」の標準額。

公立大学、私立大学については文部科学省調べ。

イギリスでは1998年度に授業料支払いの制度が改革され、それまでの政府負担から学生個人の負担（専攻によらず一律）へと変わった。

2002年は43%の学生が免除，15%の学生が減額となった。

減免措置相当分は政府補助金により補填される。

フランスの金額は一つの学位・免状を取得する者の国民教育省令で定める年間学籍登録料。

このほか，学生は毎年保健所管省令で定める健康保険料などを納める。

二つ以上の学位・免状の取得を目指す場合は，このほかに一つの学位・免状ごとに定められた額を納める。

ドイツの金額は学生全員から徴収される公共交通機関利用のための学生パス代及び学生福祉会経費などの合計。

州立大学は入学料，授業料を徴収しない。

アメリカの金額は総合大学・4年制大学の平均額。

州立大学の金額は州内学生の全学年についての全国平均額。

州立大学の場合，州内学生と州外学生とでは納付額が異なり，州外学生はこの金額より高くなる。

私立大学の金額は全学年についての全国平均額。

日本は2004年，イギリス，フランス，ドイツは2003年，アメリカは2001年の値である。

(出典) 文部科学省「教育指標の国際比較」(平成17年版)